

貨物の輸出と技術の提供の相違

貨物: 国境を越える時 **技術**: 非居住者への提供 (国内でも発生する)
外国において提供

—日本—

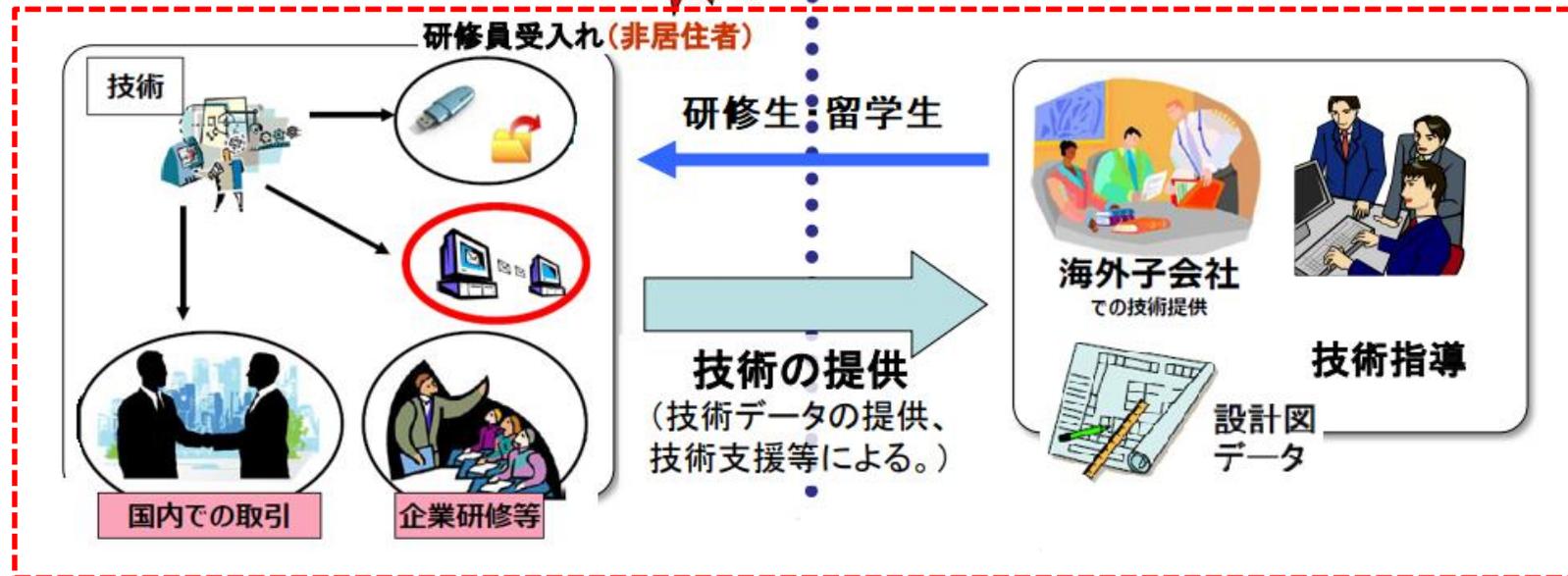


貨物の輸出



注意
ハンドキャリーで
の持ち出しも輸出

—外国—



貨物の輸出と技術の提供の相違

技術は目に見えない情報で、誰でも提供者になり得る

	貨物の輸出	技術の提供
①管理対象	目にみえるもの (存在の認識が容易)	目に見えない情報 (存在の認識が容易ではない。 貨物の中にも存在する)
②輸出者／提供者	ある程度限定される	誰でも提供者になれる
③輸出・提供手段	船便／航空便／ハンドキャリー (物を移動させる手段)	口頭／メール／サーバーでの共有 ／技術指導等の多様な手段
④場所の特定	国境を越える(外国)	国内でも発生する
⑤保管場所	ある程度管理可能(資産管理・ 在庫管理されている) ⇒記録・痕跡が残る	保管されている箇所が広範囲 (頭の中にもある。管理されていない 場合が多い) ⇒記録・痕跡が残らない。
⑥出口管理	可能(出荷場がある／税関 手続がある)	困難(どこからでも提供可能／税関 手続なし)
⑦不具合発生	発見が可能	発見が困難